

加入者の皆さまへ

「マイナンバー（個人番号）」の 提供をお願いします

平成28年1月から、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まりました。

すでに、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送されており、マイナンバー（個人番号）が通知されています。

今後、健康保険の手続きの際には、マイナンバーを記入していただくこととなりますので、届いた通知カードは大切に保管しておいてください。



通知カードの
イメージ

個人番号 ○○○…○○○

健康保険や
年金・税金・雇用保険など
の手続きで必要になります

生年月日 ○年□月△日
性別 女
氏名 番号花子
住所 △県○市□町1-1-1

1 勤務先を通じてマイナンバーの提供をお願いします

平成29年1月から、順次、社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きでマイナンバーが必要となりますので、**勤務先を通じてご本人（被保険者）とご家族（被扶養者）全員のマイナンバーを提供していただきますよう、ご協力をお願いいたします。**

提供していただいたマイナンバーは登録を行い、被保険者の資格や被扶養者の認定、保険給付の事務などの際に個人を特定し、適切に事務を行うために使用します。

平成29年1月以降は、当組合に提出する各種届出書などにマイナンバーを記入していただくこととなります。

2 マイナンバー制度のメリット

マイナンバーにより、各機関がそれぞれ持っている情報が同一人のものであることを確認することができます。

① 利便性の向上

これまで健康保険の手続きの際に用意していただいていた添付書類が不要となるなど、手続きが簡単になります。

② 行政の効率化

マイナンバーの導入により、複数の機関での情報連携が進み、正確かつ迅速に業務が行われるようになります。

③ 公平・公正な社会の実現

健康保険の給付や認定には、収入などの条件が定められているものがあります。マイナンバーで個人を特定することで、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、不正受給などを防ぎ、公平な給付やきめ細やかなサービスを受けれるようになります。

3 個人情報の保護について

マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）は、個人情報保護法の適用となり、本人の同意があっても法律で定められた場合以外の利用が禁止されています。

健康保険組合では法律やプライバシーポリシーなどを遵守し、適切にマイナンバーの情報を取り扱います。

4 マイナンバー制度について詳しく知りたいとき

社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。

ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

お問い合わせ先

大阪港湾健康保険組合

所在地:大阪市港区港晴2丁目14番25号 TEL:06-4395-4112

